



直近のイベント 隠岐の4島を回って隠岐の良さを再発見しましょう！

なめ味噌&さざえご飯作り ~ 隠岐アートトライアルイベント ~	11月3日(火・祝)	西ノ島町
環境省イベント：西ノ島パノラマ・サイクリング	11月3日(火・祝)	
蛇巻(ジャーマキ)	11月26日(木)	知夫村(各地区)

We Love Japan Tour は日本の中の多様な美しさを称え、この国を知られざる地域を紹介するプログラムです。今年、隠岐・西ノ島町が受入地として選ばれ、10月12日~14日にイギリス出身のエマ・パーカーさんが来島しました。エマさんほその他、沖縄の座間味でシーカヤック、宮崎県の青島で神々の旅、周南で沿岸コンビナートのナイトツアーなど、様々な場所で日本の良さを発見し、写真をたくさん撮り、記事と一緒にブログ(英語・日本語)にアップしています。西ノ島では宿泊施設や食事、浦郷港の水揚げ風景、タクシー観光、摩天崖から通天橋までのハイキング、神社でイカ探し、国賀浜の夕陽観賞など記事にしています。ぜひみなさんブログをチェックしてください。  
<http://www.japan-guide.com/tour/2015/>

「ウィ・ラブ・ジャパン・ツアー (We Love Japan Tour)」の参加者が隠岐・西ノ島に来てくれました！



ツアーグランプリ2015で「絶景はじめての隠岐西ノ島・モニターツアー2日間」が審査員特別賞を受賞

このツアーグランプリ2015は、旅行業における企画力およびマーケティング力の向上、「観光立国」の施策に寄与することを目的に、海外、国内、訪日旅行で最も優れた企画旅行に対して表彰を行うものです。この企画は島根県松江の旅行会社が企画した商品で、受賞理由は下調べの段階からマーケット調査、地元自治体や関係機関とよく協力しているのが伝わってくる。全国規模の取り組みではないものの、結果的に集客見込み500人に対し3倍以上に当たる1,688人を集客した点は評価に値する。地域の宝を掘り起し、活性化の契機のひとつとしている点も評価となった。この旅行商品は現在も追加販売され、依然として販売実績が伸びている状況です。まち歩きが旅行商品に組み込まれており、別府港などで観光客を見かけましたら一言声掛けをしていただくと大変喜ばれますので、ご協力をよろしくお願い致します。

## 西ノ島ふしぎ発見 ④8

~「アフリカ村祭り」のトーク&ライブに隠岐にお越しいただいたケニアのマサイ族のジャクソン・オレナレイヨ・セイヨ (Jackson Ole Naleiyo Seiyō) さんと隠岐について話をしました~

**ニコラ** ジャクソンさん、隠岐はどうでしたか？

**ジャクソン** 雄大な景色、崖の高さ、波のパワーがすごいですね！

**ニコラ** ジャクソンさんが住んでいるところは海がないですか？

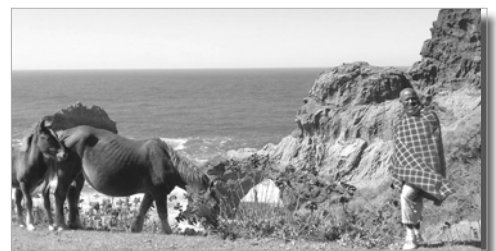
**ジャクソン** そうですよ！私の家族20人ぐらいで大草原の中で牛と山羊の放牧をしています。海を見たことがない人もいます。

私は海も見られたし、コンサートで隠岐の人と交流ができて、とてもラッキーです！

**ニコラ** ジャクソンさんは農家ですね！隠岐の牛馬はどう思いましたか？

**ジャクソン** とても幸せだと思います！美味しい草がたくさんあって、お腹がとても丸いですね。私の村の牛は痩せているし、草を探すときに遠くまで歩かないといけません。。そして、黒い牛がすごく多くてびっくり！マサイ族の自慢は黒い牛ですよ！

**ニコラ** 不思議ですね！隠岐の牛は全部黒い。。





# マイナンバー 社会保障・税番号制度がはじまりました！

## 1 西ノ島町では11月中旬から各世帯に個人番号をお知らせする「通知カード」が届きます。

通知カードは、平成27年10月5日時点で住民票のある住所地へ、世帯主宛に簡易書留で直接郵送します。皆さんに確実に届けられるようにするため、住民票の住所と異なる住所に住んでいる人は、住所変更の届出を出してください。通知カードは、社会保障・税・災害などの行政手続きで必要となってきますので、紛失しないように注意してください。

### 通知カードが届かない場合は…

受取人不在、住民票の異動などの理由でお手元に届かなかった通知カードは、10月5日時点で住民票のある住所地の市区町村へ返されている場合があります。12月末までに届かなかった場合は町民課へおたずねください。

### 通知カードに記載されている住所が変更になった場合は…

新しい住所地の市区町村窓口で住所の書き換えをします。通知カードを持参のうえ来庁してください。



## 2 平成28年1月から「個人番号カード」の発行が開始されます。

個人番号カードは、ICチップの入ったカードで、次のような場面で利用できます。

- ・マイナンバー（個人番号）の確認書類として
- ・写真付の身分証明書として
- ・電子証明書（公的個人認証サービス）の媒体として 等

### ※個人番号カードの申請は任意です。

（必ず発行しなければならないわけではありません。）

ただし、平成28年1月以降に住民基本台帳カード（住基カード）の有効期限が切れた場合、同じように利用できるICカードは個人番号カードのみです。また、個人番号カードを申請された場合は、住基カードを回収します。



## 3 住基カードは12月末で発行が終了します。

ただし、既に発行された住基カードは、有効期限までは引き続き利用できます。有効期限が切れた場合等は住基カードの再発行はできませんので、引き続き利用されたい場合は個人番号カードを申請してください。

### マイナンバー制度に便乗した不審な電話や

### 不正な勧誘（新たな詐欺被害）に注意してください！



マイナンバー制度に便乗した不審な電話や不正な勧誘が各地で発生していますので、ご注意ください。西ノ島町においても、メールで個人番号をお知らせしたり、電話でお聞きしたりすることは絶対にありません。

### 【お問い合わせ先】

マイナンバーコールセンター ☎0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）  
西ノ島町役場 町民課 ☎08514 - 6 - 0103